

## はしがき

精神疾患をもつ人は400万人を超え（人口の3.3%）、そのうち30万人あまりが入院している（内閣府『令和元年版 障害者白書』2019年6月）。その精神障害者が関わる問題をめぐって、当事者は悩み、社会も迷いながら法をもって対処する。医療や障害者に関わる法制のなかで、精神障害者法制は特異な位置を占める。他の医療法制ではあり得ない、社会防衛を主たる目的とし、強制も厭わない医療への法的介入。身体障害者等への対応とは質的に異なるようにみえる、障害者の「人権」に無頓着な社会。特に、精神障害者の人権に関わる諸問題は、21世紀の現在においてなお、早急な解決が急務となっている。

その背景に、精神障害者に対する社会の不正確な認識がある。精神障害者は「危険」だ。彼らは「病識」がなく、「判断能力」がない。だから、強制力を使ってでも「治療」し「保護」してあげるしかない……。多くの人にとって常識ともなっているこのような視線が、上記のような長年にわたる精神障害者への「異常」な対応の問題点の可視化を妨げ、悪意に基づかない人権侵害状況を永続化させてきた。

法を作り・運用するのは社会のマジョリティである。精神障害者に関する問題への法的対応は、現代日本において、不利な立場にある人々に社会が何をしなければならないか、そのために法にできること・できないことは何か、を考える格好な素材であると考ええる。「私たち」（マジョリティ）とは質的に異なると思っている「彼ら」（マイノリティたる精神障害者）に関する問題に対して、どのような形で問題を発見し、どのような視線で解決策を探るのだろうか。

本書では、精神障害者が関わる問題について、法、とりわけ人権の観点から分析・検討し、重大な社会問題に対する法的対応の意義とその限界を明らかにする。本書で取りあげるテーマは、一見すれば無機質的な法律問題に見えるかもしれない。しかし、ここで問われているのは、社会の側の「レジリエンス」（復元力）であるように私には思える。これを乗り越えたところに、強い人も弱

い人も当然に含む多種多様な人々が、人権を保障されながら共生する社会の姿が現れることを私は願っている。

憲法学を専攻する私がこの問題に関わるようになったのは偶然というしかないきっかけだった。大学院生の時、アメリカ法に関する学会の判例研究会で数年前の連邦最高裁判所判決を報告する機会を与えられた<sup>1)</sup>。どのような経緯でその判決が私に割り当てられたのかわからないが、私にとってそれは運命といってもよい出会いとなった。ポリオによって両足に障害のある私にとって、精神障害者や知的障害者の人権がほとんど無視される扱いをされていることは衝撃だった。当時の憲法学においてこのことがさほど問題視されていなかったことも、憲法に特別な思いをもつ私には信じたくない事実だった。それから数十年、私はこのテーマを研究者としての自身の重要な役割として取り組んできた。あまりにも遅い歩みではあるが、現時点の一応の成果として本書を世に問いたい。

2016年7月に起こった神奈川県相模原市の障害者施設殺傷事件が衝撃的だったのは、重度障害者の生きる価値を否定する考えが声高に語られ、インターネット上などでその考えを支持するかのような声が少なくないことだった。加害者は「ヒトラーの思想が降りてきた」「障害者は不幸を作ることしかできません」という。人種や血筋や障害の有無や程度で人を選別し、命に優劣をつける「優生思想」に基づいて、ナチスドイツが多くの障害者を「安楽死」させた事実を思い起こさせる。「19人死亡」と数字でしか伝えられなかったことも含め、人権思想が根幹に据える「人間の尊厳」「個人の尊厳」は私たちの社会に十分に根付いていないとの思いを強くする。もちろん障害者が人の権利としての人権を享有することを公然と否定する人はいないだろう。しかし、憲法や人権条約が保障する人権が障害者の個人としての尊厳を保障するために実際に役立っているといえるだろうか。

今回の事件の報を聞いて私がすぐに思い出したのは、その前年に訪れたアメリカ南部の旧奴隷市場博物館に大きく掲げられていた“Am I not a man?”（私は人間ではないの?）という言葉だ。人種・性に基づく差別が克服されてきたよ

うに、ただ「人間」であることのみに基づいて、障害者への差別や優生思想を乗り越えることは、私たちの社会ならできるはずだ。

本書が成るにあたり、多くの方々にお世話になった。

畑博行先生（近畿大学名誉学長，広島大学名誉教授）には，学部3年生の時以来今日に至るまで言葉に尽くせないほどのご厚情をいただいていた。益々のご健勝をお祈りしている。そのほか，広島公法研究会，関西アメリカ公法学会，法と精神医療学会の諸先生から，数々のご教授を賜ったことに感謝の意を表したい。

広島大学大学院社会科学研究所法政システム専攻の同僚の諸先生には，刺激的で快適な研究環境を与えていただいている。センター長を務める「広島医療社会科学研究所センター」が当初の使命を果たすべく努力を重ねていきたい。

法律文化社の小西英央氏には，本書刊行にあたり筆舌に尽くしがたいご尽力をいただいた。時には率直な意見・提言をくださるとともに，一貫して私を支えてくださったことに感謝を申し上げたい。

精神障害をもつ友人・知人の皆さんに本書がどのように受けとめられるか不安な面もないわけではないが，率直なご意見・ご感想をお待ちしている。

2019年11月3日（73回目の憲法公布の日に）

横藤田 誠

- 1) 横藤田誠「Youngberg v. Romeo, 457 U.S. 307 (1982) ——州立の精神衛生施設に収容されている精神薄弱者は，デュー・プロセス条項によって保障される安全の権利および身体的拘束からの自由に関連する限りで，治療を受ける権利を有する」アメリカ法 [1984-1] 135-140頁。